

(4) 町債と一時借入金の概況

50.3.31現在

区 分	町 債	一 時 借 入 金
事業勘定	0円	0円
施設勘定	53,232,918円	112,900,000円
	内訳 三崎診療所 37,879,947 二名津診療所 4,462,684 串診療所 10,890,287	内訳 三崎診療所 67,000,000 二名津診療所 2,000,000 串診療所 43,900,000

7. 簡易水道事業特別会計の状況

昭和49年度 三崎町簡易水道事業会計予算収入支出調書

(1) 収入の部

昭和50年3月31日現在 (単位千円)

科 目	現 計 予 算 額 (A)	収入済額		収入割合 (B) (A)%	調定額 (C)	調定額に 対する収 入割合	
		(B)	(A)-(B)			(C)-(B)	(C) (B)%
事業収益	29,308	30,066	△ 758	102.5	30,100	34	99.9
営業収益	17,009	17,738	△ 729	104.2	17,772	34	99.8
営業外収益	12,299	12,328	△ 29	100.2	12,328	0	100.0
収益的収入合計	29,308	30,066	△ 758	102.5	30,100	34	99.9
資本的収入	2,987	0	2,987	0	2,987	2,987	0
企業債	0	0	0	0	0	0	0
他会計からの 長期借入金	2,987	0	2,987	0	2,987	2,987	0
資本的収入合計	2,987	0	2,987	0	2,987	2,987	0
収入合計	32,295	30,066	2,229	93.1	33,087	3,024	90.8

(2) 支出の部

昭和50年3月31日現在 (単位千円)

科 目	現 計 予 算 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 割 合 B A%	A-B
営業費用	29,405	26,915	91.5	2,490
営業外費用	19,750	19,064	96.5	686
その他	0	0	0	0
其の他	50	50	100.0	0
事業費支出合計	49,155	45,979	93.5	3,176
資本的支出	2,987	2,594	86.8	393
建設改良費	500	310	62.0	190
企業債償還金	1,287	1,208	93.9	79
有形固定資産購入費	1,200	1,076	89.7	124
資本的支出合計	2,987	2,594	93.5	393
支出合計	52,142	48,573	93.5	3,569

一般会計決算(歳出)額のうち

建設事業費約4億円の内訳は

- 1. 道路整備 101,422千円
- 2. 河川改良 1,780
- 3. 港湾整備 16,701
- 4. 福祉施設整備 9,827
- 5. 下水路整備 15,872
- 6. 漁港整備 56,900
- 7. 農林業施設整備 132,969
- 8. 消防施設整備 15,649
- 9. 教育施設整備 27,111
- 10. その他 17,998

となっており、わたしたちの三崎町が豊かで住みよくなるような施策をとっています。

「解説」

繰越明許費

歳出予算のうち、特別の理由で、年度内にその支出を終らない見込みのものについて、議会の議決を経て、翌年度に繰越して使用できる経費のことです。

5. 町有財産の状況

昭和49年度末の町有財産の内訳は、第6表のとおりである。

(第6表) 昭和49年度末の町有財産の現在高

財産の区分	昭和48年度末 現在高	昭和49年度中 増減高	昭和49年度末 現在高
1. 公有財産	626,913㎡	869㎡	627,782㎡
(1) 土地	78,868	395	79,263
(2) 建物	21,282	474	21,756
木造	14,230	13	14,243
非木造	7,052	461	7,513
(3) 雑池	193,753	0	193,753
(4) 池沼	17	0	17
(5) 雑地	277,982	0	277,982
(6) 雑地(部落名)	1,293	0	1,293
(7) 畑地(部落名)	878	0	878
(8) 池(部落名)	52,840	0	52,840
2. 債権	1,751,150円	1,216,000円	2,967,150円
3. 基金	7,727,000円	0円	7,727,000円
(1) 物品調達基金	500,000	0	500,000
(2) 土地開発基金	7,227,000	0	7,227,000

6. 国保特別会計決算のあらまし

昭和49年度の国保特別会計の決算概況は次のとおりである。

- (1) 事業勘定 歳入 244,664千円 歳出 210,710千円
歳入歳出差引残額 33,954千円
- (2) 施設勘定 歳入 230,363千円 歳出 308,174千円
歳入歳出差引 △77,811千円

(第1表) 事業勘定決算の内訳

款 別	昭和49年度		昭和48年度		増 減 A-B
	決算額 A	比率	決算額 B	比率	
国民健康保険料	52,116	21.3%	47,335	25.8%	4,781
国保用庫	2	0.0	1	0.0	1
線路諸	171,434	70.1	128,879	70.2	42,555
合 計	244,664	100.0	183,687	100.0	60,977

歳 出 (単位千円)

款 別	昭和49年度		昭和48年度		増 減 A-B
	決算額 A	比率	決算額 B	比率	
総務課	12,873	6.1%	9,121	5.5%	3,752
保健課	182,943	86.8	152,776	92.4	30,167
公債課	4,878	2.3	2,561	1.6	2,317
諸支	0	0.0	894	0.5	△ 894
合 計	210,710	100.0	165,352	100.0	45,358

(第2表) 施設勘定決算の内訳

款 別	昭和49年度		昭和48年度		増 減 A-B
	決算額 A	比率	決算額 B	比率	
診療料	200,638	87.1%	164,627	94.8%	36,011
使用料	417	0.2	454	0.3	△ 37
国保用庫	666	0.3	0	0.0	666
線路諸	3,308	1.4	3,634	2.1	△ 326
町	1,734	0.8	852	0.5	882
合 計	230,363	100.0	173,567	100.0	56,796

歳 出 (単位千円)

款 別	昭和49年度		昭和48年度		増 減 A-B
	決算額 A	比率	決算額 B	比率	
総務課	109,969	35.7%	75,871	32.3%	34,098
施設課	86,379	28.0	90,769	38.6	△ 4,390
公債課	36,382	11.8	1,531	0.7	34,851
前年度繰上	13,932	4.5	7,317	3.1	6,615
合 計	308,174	100.0	235,079	100.0	73,095

- (3) 基金 昭和49年度において財政調整基金として1千万円の積立を行った。

国民年金

「あなたの受ける年金額は いくらになるかご存じですか」

次の表であなたの受ける年金額になりま
ける年金額をお調べ下さい。この表は国民年
金制度ができた昭和三
五年十月から加入し、
昭和三六年四月分
国民年金保険料を納付
し今まで保険料を完納
している人の年金額で
す。途中で免除など
のある人は、この年金
額より少なくなりま
す。またこの表は年を
単位に計算していま
すので多少違う場合も
あります。なお、全期
を免除されている人の
年金額はこの表の三分

「年金額が改正に なります」

国民年金法の改正に
よる年金額が次のよう
に増額されます。
●老令年金が九月より
九〇、〇〇〇円が一四
四、〇〇〇円
●障害福祉年金(一級)
一三五、六〇〇円が二
一六、〇〇〇円
●障害福祉年金(二級)
九〇、〇〇〇円が一四
四、〇〇〇円
●母子福祉年金
一一七、六〇〇円が一
八七、二〇〇円
●老令特別給付金
六六、〇〇〇円が一〇
八、〇〇〇円

生 年 月 日	期 間	年 金 額
明治45年4月1日以前	10年	212,250円
大正2	11	220,740
" 3	12	229,230
" 4	13	237,720
" 5	14	246,210
" 6	15	254,700
" 7	16	263,190
" 8	17	271,680
" 9	18	280,170
" 10	19	288,660
" 11	20	297,150

※ 昭和5年4月2日以降に生まれた人の期間は25年以上年金額は 339,600円
この表は今年9月からの年金額です。

「保険料の追納制度
を「ご存じですか」

この制度は保険料を
免除されていた人が、
その後生活に余裕が
きたときに、十年前ま
でさかのぼってその当
時の安い保険料をあ
らから納め少しでも多
くの年金を受けていた
ためにできた制度で
す。

年金額の計算をする
ときは、免除された期
間も年金の計算の中
に入りますが保険料を
納めた場合の三分の一
減額されますのでき

「今までに未納保
険料のある人は」

その年度の保険料
は、翌年の四月末日を
過ぎますと役場へ納
めることができなくな
り、納付書により現金
で郵便局へ納めるこ
とになります。(この場
合納付書は役場国民年
金係にありますので係
までおいでねがうこ
とになります)

また、未納も二年を
過ぎますと時効により
納めたくても納めるこ
とができなくなりま
す。

「時効になった未納
保険料のある人は」

昭和四八年四月以前

「おねがい」

国民年金のことで、
わからないこと、くわ
しく知りたい方は電話
でも結構ですので気軽
にご相談下さるようお
ねがいます。

~~~~~

犬は正しく  
飼いましょう

飼犬以外の犬及び  
けい留してない犬は  
野犬として処置されま  
すので注意して下さい  
。不用犬は、毎月一  
回一頭五〇〇円で買い  
上げておきます。不用  
犬のある方は、買い上  
げ日に役場まで持参し  
て下さい。八月以後の  
買い上げ日は次のとお  
りです(毎月第二金曜  
日。ただし、十月のみ  
第四金曜日)

八月八日  
九月十二日  
十月三十一日  
十一月十四日  
十二月十二日

## 戦傷病者と戦没者御遺族の皆さんへ

援護法等の一部が改正されました。

1. 障害年金や遺族年金、遺族給与金がつぎのように増額されます。

| 区 分           | 現在の年額            | 昭50・8から<br>の年額 | 昭51・1から<br>の年額 |
|---------------|------------------|----------------|----------------|
| 障害年金(第1項症の例)  | 1,588,000円       | 2,053,000円     | 2,193,000円     |
| 扶養親族<br>加給    | 配偶者              | 42,000         | 60,000         |
|               | その他2人ま<br>で1人につき | 12,000         | 18,000         |
| 特別加給(第2項症以上)  | 72,000           | 120,000        |                |
| 遺族年金<br>遺族給与金 | 先順位遺族            | 366,600        | 474,000        |
|               | 後順位遺族            | 274,950        | 355,500        |
|               | 先順位遺族            | 42,000         | 60,000         |
|               | 後順位遺族            | 12,000         | 18,000         |
|               |                  | 9,000          | 13,000         |

増額された新証書は、  
後日旧証書と引替えに  
役場から交付されま  
す。

2. 戦傷病者や戦没者  
の妻あるいは戦没者の  
父母等に特別給付金  
が支給されます。今年  
改正で特別給付金を受  
けられるようになった  
方々は昨年の援護法  
改正によって新たに障  
害年金や遺族給与金  
を受けられるようにな  
れた防空業務従事者  
であった者の妻や最後  
の子や孫を亡くした  
子の身寄りのない戦  
没者の父母や祖父母  
です。(1)戦傷病者の妻  
に十万円(第二)第五款  
に五万円(2)戦没者  
の妻に二十万円(3)戦  
没者の父母等に十万円  
に特別給付金は八月  
一日から今年八月一  
日に権利が生まれる  
ので、該当者はなるべく  
早く請求してください  
。このほか戦没者の  
父母等で昭和四五年十  
月に十万円の特別給  
付された。

### 役場職員ソフトボールチーム

#### 西宇和郡大会(二次予選)で優勝

市町村職員共済組合  
主催の第三回役場職員  
ソフトボール大会第一  
次予選が、七月二十日  
午前九時から三瓶町三  
瓶東中学校グラウンド  
で、該当者はなるべく  
早く請求してください  
。このほか戦没者の  
父母等で昭和四五年十  
月に十万円の特別給  
付された。

三崎町役場チームは  
伊方町を十一対一、瀬  
戸町を十対三で破り堂  
々優勝、八月中旬に行  
われる第二次予選に出  
場して、東宇和郡代表  
開かれ、西宇和郡の各  
町チームが参加し、郡  
代表をめぐり、七月二十  
日、三瓶町三瓶東中  
学グラウンドで、東宇  
和郡代表と対戦すること  
となった。

## 夏の交通事故をなくしよう

### !!町ぐるみで 交通事故絶滅だ!!

#### 帰省者(車)の 駐車場の確保が先

この月は、親族がぞくぞく帰省する  
大半が車。駐車場がないため、道路  
上に置く。道路がせまくなる。事故  
がおきる。楽しみが一瞬にして悲し  
みと変わる。安全な駐車場の確保して  
あげよう。

#### 車の所有者にお願い

車の使用後は必ず車庫へ  
お盆の期間は、町中が雑踏する  
この間だけでも使用後は車庫に入れ  
よう

#### ひとりひとりが これだけは守ろう

##### ▼歩行者は

- ・道路では、右端を歩く
- ・横断するときは、必ず手をあげて右、左、右を見て安全を確かめてからわたる
- ・せまい道路から広い道路に出るときは、必ずいったん止って安全を確かめる

##### ▼運転者は

- ・スピードの出し過ぎなど無謀な運転をしないこと
- ・飲酒運転は、絶対しない
- ・家庭の主婦は  
・車を運転する人には絶対に酒を出さない  
・幼児を道路へ一人で出したり遊ばせたりしない

三崎町(交通指導員)  
三崎町交通安全協会  
三崎警察官派出所

### 郵便局だより

#### 【郵便】

◎郵便番号に御協力を  
郵便番号制は、現在、世界二十九か国で実施されていますが、日本では、昭和四三年七月一日から、郵便事業の合理化、近代化を図る目的で実施されました。

郵便番号制が実施される前は、郵便物を一通り人手で分け分けしておりましたが、郵便番号制の実施により、機械を使って大量の郵便物を早く分け分けできるようになりました。この機械は、手書きの郵便番号を自動的に読み取り、一時間に約二四、〇〇〇通の郵便物を一〇〇方面に分け分けるもので、今では全国の主要郵便局で八八台が活躍しています。

◎郵便貯金創業百年記念貯金体験記募集  
「私の貯金の秘けつ公開」コンクール  
郵便貯金は、明治八年に創設され、今年で創業百年を迎えます。郵政省では、これを記念して次の応募要領で、貯金体験記を募集しています。

◎募集要領  
貯金に関する体験記  
テーマの例  
私はこのようにやりくりして「住宅・結婚・教育」などのため

に「貯金をしている。私の魅力ある貯金方法」  
私の長期生活設計のための貯金  
貯金がこのように役立つ。など、テーマは自由。  
◎応募方法  
応募作品（四百字詰め原稿用紙五枚程度）に、テーマ、住所（郵便番号）氏名（ふりがな）年齢を明記の上、郵政省貯金局奨励課「貯金体験記募集係」（郵便番号一〇〇〇〇）東京都千代田区霞が関一丁目三一二）あて送付する。  
◎締切日  
昭和五十年八月二十日（当日消印有効）  
◎賞金  
郵政大臣賞 五万円 二点  
貯蓄増強中央委員会賞 三万円 一点  
郵政省貯金局長賞 二万円 二点  
入選 一万円 五點  
佳作 五千円 十點  
なお、応募者には記念品を贈る。  
◎発表  
昭和五十年十月中に、入賞者を通じて、郵便局に掲示する。  
◎その他  
作品は未発表のものとし、応募作品の著作権は、郵政省に帰属する。応募作品は返却しない。  
また、同じく郵便貯金創業百年を記念して、小学生、中学生、高校生及び大学生を対象とした「貯金箱コンクール」も実施しております。詳しいことは、最寄りの郵便局か

#### 【保険】

◎体力づくりにラジオ体操を  
ラジオ体操は、国民の健康の保持と体力の増進を図ることを目的として、昭和三年に郵政省簡易保険局とNHKによって創設されました。

現在、ラジオ体操は、夏期巡回ラジオ体操会、一〇〇〇万人ラジオ体操会などを通じて、国民の皆様に広く親しまれています。今年も夏期巡回ラジオ体操会の季節がやってきましたが、このラジオ体操会には、ラジオ体操を全国的に普及するために、昭和二十八年から実施されています。

今年も夏期巡回ラジオ体操会は、七月二十日から八月三十一日までの間に、全国四十三会場で順次開催されます。その模様は、NHKラジオ午前六時三十分から、全国に同時中継放送されます。

今年も夏も、涼しい話題や近況を一筆つけ加えた暑中見舞を差し出されてはいかがでしょうか。  
なお、郵政省では、今年も暑中見舞はがきを発売いたしますか、御利用ください。

◎貯金  
「私の貯金の秘けつ公開」コンクール  
郵便貯金は、明治八年に創設され、今年で創業百年を迎えます。郵政省では、これを記念して次の応募要領で、貯金体験記を募集しています。

このように、みなさまの御協力により、郵便番号は、局内作業のスピードアップに大変役立っています。しかし、せっかく書かれた郵便番号も、数字がつぶれていたり、かすけていると機械で分け分けることができませぬ。郵便番号は、正しくはつきりと書くよう御協力ください。  
なお、郵便番号を書かれますと、都道府県名は省略できます。

### 昭和50年度 団長・副団長・分団長紹介

#### 団長、副団長、分団長名簿

| 役職      | 氏名    | 住所  | TEL    | 役職       | 氏名    | 住所  | TEL    |
|---------|-------|-----|--------|----------|-------|-----|--------|
| 団長      | 小田 頼夫 | 札幌  | 4-0056 | 7分団、分団長  | 与修    |     |        |
| 副団長     | 磯崎 茂文 | "   | 4-0137 | 8 "      | 久保田 敦 | 串   | 串-6204 |
| "       | 山本 猛  | 大佐田 | 4-8614 | 9 "      | 堀田 欣志 | 串   | 串-57   |
| "       | 福島 三郎 | 二名津 | 4-0319 | 10 "     | 浜西 善男 | 二名津 | 4-8166 |
| 本部長     | 宮本 正大 | 須賀  | 4-8806 | 11 "     | 宮部 勝行 | 名取  | 4-6351 |
| 1分団、分団長 | 松田 英克 | 杉山  | 4-0048 | 12 "     | 岡本 久蔵 | 明神  | 4-6226 |
| 2 "     | 谷口 良三 | 札幌  | 4-0937 | 13 "     | 山下 三好 | 松   | 4-6254 |
| 3 "     | 高月 菊夫 | 高浦  | 4-8523 | 14 "     | 大内 一幸 | 釜木  | 4-0690 |
| 4 "     | 山本 登  | 佐田  | 4-8869 | 15 "     | 河野 伝雄 | 平磯  | 4-0703 |
| 5 "     | 松本 博  | 大佐田 | 4-8556 | 10分団、自部長 | 平尾 長一 | 二名津 | 4-0098 |
| 6 "     | 山下 和良 | 井野浦 | 4-8856 |          |       |     |        |



「たばこ」は町内で買ひしょう  
「たばこ」は喫煙家にとってかかせない嗜好品として、贈答品としても多く用いられて、人々に親しまれています。  
町内で皆さんがお買ひになった、たばこ代

ゴミの収集  
運搬について  
お盆のため八月分のゴミ収集日程を次のとおり変更いたしますのでご了承下さい。  
八月十四日 休み  
八月十五日 休み  
八月十六日 休み  
八月十七日（第二日曜日）は、高浦、三崎地区の不燃物を収集します。  
八月十八日（火曜日）は、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯、南部地区の不燃物を収集します。  
八月十九日（水曜日）は、午前中に、二名津、三崎、高浦、南部地区の可燃物を収集します。  
八月二十日（第三日曜日）は、二名津、三崎、高浦、南部地区の可燃物を収集します。  
なお、八月十八日からは平常どおり収集します。

度の場合、およそ九百八十六万九千円で、町税収入の約二十%を占めて町の大切な自己財源となっています。  
町外に通勤される方、旅行や仕事などで町外へ出られるときにも、ぜひ、たばこは町内でお求めください。  
皆さんのちょっとした心がけが町の収入を大きく伸ばすことに繋がります。

袋に入れて下さい。  
袋の口は、必ずしばって下さい。  
ゴミは、必ず収集日に出して下さい。（収集日より前に出しておきますと犬がつかいたり、雨に濡れたり、近辺に悪臭を放ち非常に不潔になりますので）  
ゴミを置く場所は、車が通る所は必ず自分の家の前へ出して下さい。車が入れない所は、置く場所を部落、又は近所の人と相談して決めた場所へ置いて下さい。勝手に他人の家の前へ置いたりしないよう心がけて下さい。

ごみはきちんとふくろにつめて出しましょう。  
ごみ収集日

